

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 令和6年4月25日（木曜日）午前10時00分～午前10時14分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、安立委員、荒井委員、日下委員、玄委員、袖野委員、高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、宗方委員、横田委員

■議事内容

1 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (4 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業（工事の施行中その 8）	令和 6 年 1 月 31 日
	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業（工事の施行中その 12）	令和 6 年 2 月 6 日
	豊洲新市場建設事業（千客万来施設の工事の施行中その 4）	令和 6 年 2 月 21 日
	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業（工事の施行中その 4）	令和 6 年 2 月 27 日
	東京都市計画道路環状第 2 号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）建設事業（工事の施行中その 6）	令和 6 年 2 月 28 日
	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業（工事の完了後）	令和 6 年 2 月 28 日
	株式会社村尾組 五日市工場採石拡張事業（工事の施行中その 3）	令和 6 年 3 月 11 日
	豊海地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その 2）	令和 6 年 3 月 18 日
	(仮称)新滝山街道(八王子市丹木町一丁目～あきる野市牛沼)建設事業（工事の完了後その 3）	令和 6 年 3 月 21 日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	大井町駅周辺広町地区開発（工事の施行中その1）	令和6年3月21日
2 変 更 届	東日本旅客鉄道中央本線（三鷹～立川間）連続立体交差化及び複々線化事業	令和6年2月16日
	勝どき東地区第一種市街地再開発事業	令和6年2月22日
	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業	令和6年2月27日
	多摩都市計画事業 稲城南山東部土地区画整理事業	令和6年3月13日
	都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業	令和6年3月18日

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 1 回総会
速 記 録

令和 6 年 4 月 2 5 日（木）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会総会にご出席いただきありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち13名¹の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、これより令和6年度第1回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 はい、分かりました。皆さんおはようございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はWEB上での傍聴のみとなっております。それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和6年度東京都環境影響評価審議会第1回総会を開催いたします。本日の会議は、次第にありますように、受理報告を受けることといたします。

それでは、受理関係につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 はい、それでは、受理関係について御報告いたします。お手元の資料1を御覧ください。

4月の受理報告は、事後調査報告書10件、変更届5件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。なお、2月分の受理報告に関わる助言事項に対する事業者回答についてですが、「無し」となります。

次に5ページを御覧ください。

4月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。いただいた助言について、要約して御説明いたします。

東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）建設事業について、騒音・振動の1として、廣江委員から、報告書では、建設機械の騒音・振動測定値は道路交通に伴う騒音・振動の寄与が高く、自動車騒音が支配的だったとしており、建設機械からの騒音・振動について規制基準や予測値との正確な比較・検討ができず、事後調査の役

¹ 途中1名出席し14名となった

割が十分果たせていない。

都市圏では、事業に伴う騒音・振動と周辺環境との区別が難しい現場が少なくない。こうした事業の場合、当該事業以外の影響を強く受けた事後調査が報告され、結果、規制基準との関係や予測との比較ができず、単なる結果報告で終わることは、今後の大きな課題といえる、との助言をいただきました。

報告は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、4月の受理報告案件につきまして助言をされました、廣江委員からコメント等がありましたらお願いいたします。

○廣江委員 はい廣江です。

ここに記載のとおり、今事務局より御報告がありましたとおり、この案件だけではないのですが、騒音・振動はその事業体だけでなく周辺の環境の影響を受けるのは十分承知はしているのですが、予測をし、その確度がどれくらいあったかというのを確認するのが、事後報告の重要な目的です。

当然、規制基準との比較もありますので、これによって事業が本当にきちんと予測・評価されていたかということを確認できるわけですが、この案件だけではありませんが、周辺環境の影響を強く受けると分かっている地点であっても、特に変更することもなく、単に調査結果を報告される事例が非常にまれではないということが、これまでも感じられていましたので、ここで一度指摘させていただきました。

これに対しては、事業者だけの責任ではないと思います。測定法についても、技術指針等でやはり検討されるべき問題ではあるとは思いますが、単なる結果報告に終わらないように、今後の課題として提案させていただいた次第です。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方から何か、事後調査報告についてコメント等がありますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋と申します。

まさに廣江委員がおっしゃったことはそのとおりで、全くもって同感です。

私も騒音・振動をこれまで担当してきた者として、事後調査で全く同じような事例が本

当に多くありまして、その周辺の騒音や振動のレベルよりも当該事業の騒音や振動が低くて動いてしまっているということ、少なくともそれより小さいということは分かるのですが、廣江委員のおっしゃるとおり、規制基準ですとか、実測値との評価、比較検討が全くできない状態なので、その事後調査報告の意味がないということは、私も本当に感じております。

ではどうするかと言われて、これといって代案があるわけではないのですが、これはもう本当に今後きちんと検討していかなければいけない課題だと考えております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。特に騒音・振動については、今後、技術指針の具体的見直しにも踏み込んでいかなければ、この問題を解決しないというご指摘だったと思いますので、そういう機会を捉えて検討をさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、受理報告については以上で終わります。

そのほか何かございますでしょうか。

それでは、事務局に確認しておきたいことがあります。

神宮外苑ですが、今年度も報告等がなされると思いますが、現在の状況はどのようになっているのか、その点について確認しておきたいと思います。

○藤間アセスメント担当課長 事務局より御説明申し上げます。

事後調査計画書では、いちよう並木の根系調査や樹木の活力度調査の報告がなされることとなっております。

また昨年7月の総会におきまして、事業者から、ラグビー場等の詳細な形状については現在検討中であり、検討の結果はラグビー場の新築工事開始前に変更届において説明する予定です、と説明してございます。

今後関連するアセス図書が提出された場合、内容を踏まえて手続きを進めていくこととなります。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

改めての確認となりますが、国に先駆け、昭和55年から実施されている東京都の環境アセスメント制度は、事業者自らが事業に伴う環境への影響を予測・評価し、その結果を

アセス図書として提出するわけではありますが、その内容について専門的立場から審議会で審査を行い、事業者に環境配慮を促すものであります。

これまで多くの案件を取り扱い、大規模事業が環境に与える影響の低減に資するよう、部会等で丁寧な審議を行い、東京の環境保全の向上に大きな成果を上げてきたかと思えます。

こうしたアセス制度のもと、様々な案件と同様、神宮外苑のアセス手続きにつきましても、条例に従って適切に手続きを進めてきており、また外部からの指摘に対しても事業者の説明の場を設けるなど、丁寧に議論を進めてまいったことは、皆様御存じのことと思います。

今後も引き続き、適切かつ丁寧な対応を続けていくことを、委員各位や事務局と改めて確認をしておきたいと思えます。私からは以上であります。

そのほか何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思えます。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタン押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前 10 時 14 分 閉会)